

入札監理小委員会における審議結果報告 建設事業予算執行システムの運用管理及び保守等業務

国土交通省関東地方整備局の建設事業予算執行システムの運用管理及び保守等業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

建設事業予算執行管理システム（以下、「CAMSⅡ」という。）は、国土交通省の地方整備局及び現場事務所の公共事業等予算の執行管理を行う基幹システムであり、事業区分別、都道府県別、路線・河川別等の詳細な予算執行管理等、予算執行の適正性や透明性の確保、効率性の向上を図る上で重要な役割を担っている。

CAMSⅡは、平成 29 年度に各府省共通システムとの機能の重複がないよう、機能の見直しを行い、政府共通プラットフォーム上で稼動する Web システムに刷新された。なお、令和 3 年度に政府共通プラットフォームからクラウドサービスへ移行し、令和 4 年 2 月よりクラウドサービス上で稼働している。

○事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

○事業の目的

本業務は、システムの安定的かつ効率的な運用を図るために、CAMSⅡを利用する 8 地方整備局（以下、「各地方整備局」という。）の運用担当職員からの問合せや障害等に対して技術支援を行うほか、システム運用管理に係る各種作業支援やプログラム保守、ネットワーク回線提供、クラウドサービス提供、クラウド運用保守、基盤ソフトウェア等保守を実施することを主目的とする。

(2) 選定の経緯

本事業は、競争性の確保に課題（1 者応札）があるとして、公共サービス改革基本方針（令和 5 年 7 月 4 日閣議決定）において、市場化テスト対象に選定されたものであり、今期が第 1 期目である。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- (1) 契約期間の複数年化（1 年間→3 年間）（【資料 3-2】P 15/165）
- (2) 入札公告を前倒し、公告期間を延長（41 日間→2 ヶ月以上）
（【資料 3-2】P 18/165）
- (3) 引継ぎ期間を確保（14 日間→1 ヶ月以上）（【資料 3-2】P 18/165）

(4) 情報開示の充実

- ・ 従来の実施に要した人員を業務別に人月で開示
（【資料3-2】P29/165）
- ・ 各業務の実施方法の実態から、各担当間の役割分担は、状況に応じて柔軟に対応を行う旨を明記（【資料3-2】P29/165）
- ・ 過去3カ年のヘルプデスク問合せ件数、調査報告件数、作業依頼件数、障害発生件数の実績を開示（【資料3-2】P30/165）
- ・ 過去3カ年の契約変更の実績（件数及び内容）を開示、今後の契約変更の可能性についても明記（【資料3-2】P30/165）
- ・ 閲覧のみとしていた資料（別添2クラウドサービス上のシステム構成、別添3ハードウェア/ソフトウェア一覧、別添4運用スケジュール）を仕様書に添付し、開示した。（【資料3-2】P152～P159/165）

(5) 仕様の明確化

- ・ ヘルプデスク対応の連絡体制図に、全体の規模がわかるよう、接続クライアント数や、ヘルプデスク利用者（各地方整備局運用担当職員）の人数を明記（【資料3-2】P8/165）
- ・ 作業件数等に上限を設けているものについて、1会計年度あたりの上限であることを明記（【資料3-2】P7、9、10、85/165）
- ・ 利用者向け研修の受講者アンケートについて、請負者が作成することを明記（【資料3-2】P7/165）

(6) 質の維持向上

- ・ ヘルプデスク利用者の各地方整備局運用担当職員に対し、ヘルプデスク満足度アンケートを実施することとした。（回収率70%以上、基準スコア60点以上）（【資料3-2】P14、50/165）

3. 実施要項（案）の審議結果について

(1) 実施要項（案）の修正に至った論点

【論点1】

新規事業者が現行請負者に自ら確認してクラウドサービスをプロバイダーから引き継ぐよう求めるのは、新規事業者にとって難しいことを求めている、これでは安心して応札することができない。発注者が仲介に立つなど、発注者の責任でクラウドサービスを引き継ぐべきではないか。

【対応1】

クラウドサービスの引継ぎが円滑に実施されるよう、関東地方整備局が現行運用・保守事業者及び受注者に対して必要な措置を講ずる旨を記載した。（【資料3-2】P13、14、87/165）

従来の実施に要した経費の機器・回線料のうち、クラウドサービスにかかる経費を切り出した表を追加し、第3者がクラウドサービスを引き継いだ場合、イニシャルコスト等は発生しない旨を注記した。（【資料3-2】P29/165）

【論点 2】

技術点の配点について、業務理解度 40 点と既存の事業者がかなり有利な配分となっている。新規事業者が入ってきたときに差がつかないように、既存の事業者が有利にならないような技術点の配分にするよう検討していただきたい。

【対応 2】

業務理解度の配点を下げて、具体案や課題等の提案に対する配点を上げるなど既存事業者が有利とならないよう、配点を見直した。（【資料 3－2】 P20/165）

【論点 3】

ヒアリング結果において、他者が開発したシステムの運用管理は困難なためとあるが、現時点ではどのような対策をとられているのか。

【対応 3】

成果品として、基本設計書、詳細設計書と合わせて、ソースコードのデータも開示することとしている。閲覧資料にソースコードを追記した。（【資料 3－2】 P56/165）

（2）その他

- 小委における以下の（意見）を受け、分離の可能性についての検討に着手しているところ、現在の状況について報告する。

（意見）

ヒアリング結果に、「他社が開発したシステムの運用管理は困難なため」とある。新規事業者がソースコードを解析し、他システムとの連携もあると難易度は高くなる。システムを作った人でないと難しいような業務を分離して発注する余地はないのか。

（回答）

保守業務の一部を分離発注することの是非を令和 8 年度末までに検討する。

現在、中立的な立場のコンサルが入れるような内容で仕様書（案）を作成し、参考見積もりを取りまとめている状況である。

- 小委員会での議論を踏まえ、実施機関により仕様書に以下の修正がなされた。
 - 軽微な改修等があった場合は、改修内容にかかる資料を作成し、成果物として納品することを追記した。（【資料 3－2】 P53/165）
 - 仕様書の業務目的における記載ぶりを修正した。（【資料 3－2】 P44/165）

4. 意見招請の対応について

令和 7 年 8 月 4 日から 9 月 1 日まで、意見招請を実施したところ、1 者から 4 件の仕様の明確化等に関する意見があり、ヘルプデスク受付方法について以下の対応を行った。

○受注者は既存のヘルプデスク受付システムの契約を引き継ぐことが可

能であり、サービス料は本業務に含まれること、また、既存のヘルプデスク受付システムより利便性の高い問合せ方法に変更することも可能な旨を追記した。（【資料３－２】P47/165）

その他、形式的な修正を行った。